

国勢調査

今年は変わります！
「スマート国勢調査」



企画課企画統計班
☎ (93) 1118

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づき5年ごとに実施する、我が国における最も基本的で、重要な統計調査です。

平成27年調査は、パソコンやスマートフォンから「いつでも好きな時間に」インターネットによる回答ができるようになり、より便利で簡単になります。利用方法など、詳しくは『広報とみさと9月1日号』でお知らせします。

調査期日…平成27年10月1日

調査の対象…平成27年10月1日現在、日本国内に住んでいる全ての人（外国人を含む）、世帯

介護保険制度が変わりました

主な改正内容をお知らせします。

☎ (93) 4980
高年齢者福祉課介護保険班

平成27年4月から

特別養護老人ホームの新規入所基準が変わりました

特別養護老人ホームは、これまで要介護1の人から入所できましたが、4月1日からは原則として要介護3以上の入所が限定されました。しかし、要介護1・2の人でも、やむを得ない事情により在宅生活が困難な状況であれば、新規入所が認められる場合があります。

65歳以上の人の介護保険料が所得に応じて細分化されました

所得段階を8段階から10段階へ細分化し、介護保険料を表1のとおり変更しました。また、低所得者の介護保険料の負担を軽減するため、所得段階が第一段階の人は、公費負担により一部軽減します。

表1 第6期介護保険事業計画における介護保険料額の設定

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料(円)
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している人、または 『前年の合計所得金額+課税年金収入額』が80万円以下の人	基準額×0.45	2万3,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 『前年の合計所得金額+課税年金収入額』が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	3万9,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 『前年の合計所得金額+課税年金収入額』が120万円超の人	基準額×0.75	3万9,600円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、 『前年の合計所得金額+課税年金収入額』が80万円以下の人	基準額×0.90	4万7,500円
第5段階(基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、 第4段階以外の人	基準額×1.00	5万2,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6万3,300円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	6万8,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	7万9,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	8万9,700円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.80	9万5,000円

介護保険制度が始まって以来の大幅な見直しで、平成27年4月より順次実施されています。

今回の改正は、介護保険料や施設負担の見直しなど多岐にわたり、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要なサービスを確保するために行われました。

平成27年8月から

一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

本人の合計所得が160万円（年金収入のみの場合、280万円）以上の人は、利用者負担が2割になります。ただし、世帯内の65歳以上の人の『年金収入+その他の合計所得金額』が単身世帯で280万円未満、2人以上で346万円未満の人は1割負担のままです。

●負担割合合証を発行します

要介護または要支援の認定を受けた人全員に利用者負担割を記載した「介護保険負担割合合証」を発行します。介護保険サービスを利用する際は必ずサービス事業者に提示してください。※すでに介護認定を受けている人には、7月下旬に負担割合合証を送付しますので、確認してください。

低所得の人の食費・居住費の軽減要件が変わります

市民税非課税世帯であっても、次の①、②に該当する場合は、軽減の対象となります。
① 預貯金などの金額が単身で1,000万円、または夫婦で2,000万円を超えている
② 世帯分離をしている配偶者（事実婚を含む）が市民税を課税されている
※平成28年8月から、非課税年金（遺族年金、障害年金）も収入として算定されます。

高額介護サービス費の限度額の見直しが行われます(表2)

世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる場合には、当該世帯の利用者負担上限額を4万4,400円に引き上げます。ただし、同一世帯に65歳以上の人の収入合計が、520万円（本人一人の場合、383万円）に満たない場合は、収入額の申請により利用者負担上限額を3万7,200円とします。

70歳未満の人の高額医療・介護合算制度の限度額が一部変更になります(表3)

70歳未満の人を含む世帯の医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）と区分が一部変更になります。計算期間は、毎年8月から翌年7月までの1年間です。※介護保険制度に係る経費が増加する中、制度を維持するため、ご理解と協力をお願いします。

表2 利用者負担限度額（1か月）

利用者負担段階区分	7月31日まで		8月1日～	
	上限額(世帯合計)	上限額(世帯合計)	現役並み所得者	一般
一般	3万7,200円	3万7,200円	4万4,400円	3万7,200円
市民税世帯非課税	『合計所得金額+課税年金収入額』が80万円を超える人	2万4,600円	据え置き	
	『合計所得金額+課税年金収入額』が80万円以下の人	1万5,000円(個人)		
	老齢福祉年金の受給者			
生活保護の受給者など				

表3 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額

所得 (基礎控除後の総所得金額など)	70歳未満の人	
	7月31日まで	8月1日～
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
市民税世帯非課税	34万円	34万円